三鷹市創業等支援補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、三鷹市の創業支援関係機関による支援を受け、三鷹市内で創業した者（以下「市内創業者等」という。）に対し、三鷹市（以下「市」という。）が必要な補助金を交付することにより、市内創業者等の支援の充実を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業　次のいずれかに該当する行為をいう。

ア　事業を営んでいない個人が新たに市内で事業を開始すること（イに掲げる者を除く。）。

イ　事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該法人が市内で事業を開始すること。

(2) 創業支援関係機関　市、株式会社まちづくり三鷹、三鷹商工会、特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構及び特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワークのことをいう。

(3) 創業支援関係機関による支援　前号に規定する創業支援関係機関による相談及び創業支援事業等のことをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 交付申請の当該年度又は前２年度に創業支援関係機関による支援を受けたこと。

(2) 市内に事業所を有していること。

(3) 参加申込時点で市内において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

(4) 参加申込時点で創業後３年以内であること。

(5) 他の法令による許可又は認可が必要な事業を営んでいるときは、当該許可又は認可を受けていること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助対象者としない。

(1)　過去に当該補助金の交付を受けたことがある者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第５項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う者

(3) 三鷹市暴力団排除条例（平成 24 年三鷹市条例第 35 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係者

(4) フランチャイズチェーン契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う者
(5) その他市長が不適当と認める者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとし、かつ、創業日前２月から交付申請の当該年度２月末日までの間に支払ったものとする。

２　前項の規定にかかわらず、国及び市を含む地方公共団体等から補助金等の交付を受ける経費については、補助対象外とする。

（補助金の交付額）

第５条　補助金の交付額は、補助対象経費の３分の２に相当する額以内の額で、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、30 万円を限度とする。

（補助金審査参加申込）

第６条　補助金の交付について、参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）は、参加申込書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書
(2) 補助対象経費内訳書
(3) 市内での創業を確認できる書類
　ア　法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
　イ　個人事業主にあっては、開業届の写し
(4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）
(5) 補助対象経費の内容が確認できる見積書、契約書等の写し
(6) その他市長が必要と認める書類

（審査委員会の設置）

第７条　市長は、前条で定める提出書類等を審査するため、三鷹市創業等支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　前項に規定する審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補助金の交付申請）

第８条　市長は、前条で定める審査委員会を開催してその内容等を審査し、全参加申込者に対し、結果を通知する。補助金の交付を適当と認める者のうち補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三鷹市創業等支援補助金交付申請書（様式第２号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第９条　市長は、補助金の交付申請があった場合、三鷹市創業等支援補助金交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者にその旨通知する。

２　市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

（変更申請）

第 10 条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ三鷹市創業等支援補助金に係る補助事業変更（中止・廃止）申請書（様式第４号）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、審査委員会を開催してその内容等を審査のうえ適否を決定し、適当と認めるときは三鷹市創業等支援補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第５号）により、不適当と認めるときは理由を付して三鷹市創業等支援補助金変更（中止・廃止）不承認決定通知書（様式第６号）により、当該補助事業者に通知する。

３　市長は、補助金の変更承認の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第 11 条　補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに三鷹市創業等支援補助金実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 補助対象経費内訳書（確定）

(3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類（第６条の申込時に当該書類を提出済みの場合は不要。）

(4) 事業の完了が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査するとともに補助金の額を確定し、三鷹市創業等支援補助金交付額確定通知書（様式第８号）により当該補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第 13 条　補助事業者は、前条の通知を受けたときは、補助金に係る請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第 14 条　市長は前条の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定及び変更承認時の内容若しくはこれに付した条件、法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

(4) 前３号に掲げるものの他、市長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第 16 条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（事業状況報告）

第 17 条　補助金の交付を受けた者は、事業が完了した年度の翌年度から５年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、市が報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（資産管理及び処分の制限）

第 18 条　補助金の交付を受けた者は、別表に掲げる建築費及び改装費等並びに設備及び備品等購入費により得た資産（以下「資産」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

２　補助金の交付を受けた者は、資産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

３　補助金の交付を受けた者は、事業が完了した年度の翌年度から５年間、資産を譲渡し、交換し、貸付し、取り壊し、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（関係書類の保存）

第 19 条　補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を記載した帳簿、領収書その他市長の定める書類を、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（委任）

第 20 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年８月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年５月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年５月 15 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年５月 15 日から施行する。

別表（第４条、第 18 条関係）

補助対象経費	
建築費及び改装費等	(1)　事業の用に供する土地及び建物の取得並びに建築に係る経費 (2)　事業所の増改築又は改装に要する経費
設備及び備品等購入費	事務所及び店舗に設置、利用する設備並びに備品等の購入に係る経費
賃貸借関係費	(1)　土地及び建物等に係る賃借料並びに共益費（３か月分以内） (2)　土地及び建物等の賃貸借契約に伴う仲介手数料並びに礼金
専門家指導費	創業に必要な書類の作成等に係る司法書士、行政書士等に支払う報酬費等
広告宣伝費	販路開拓や顧客獲得を目的とした広告宣伝に要する費用
その他	その他市長が必要と認める経費